過去の検査結果値

（検査地点の詳細）

高田系

（浄水）	６地点	第１浄水場	第１配水系	
			第４配水系	工
			第４配水系	河
		第２浄水場	第２配水系	
			大村第１配水系	
			徳久保配水系	
（原水）	１５地点	第１浄水場	第１水源	浅
			第２水源	浅
			第３水源	浅
			第４水源	浅
			第12水源	深
			第13水源	深
			第14水源	深
		第２浄水場	第５水源	深
			第６水源	深
			第７水源	深
			第９水源	深
			第10水源	深
			第11水源	深
			大村第１水源	深
			徳久保水源	深

工業団地方面
市内方面

井戸水
井戸水　・・・（休止中のため検査対象外）
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水
井戸水（予備水源）
井戸水（予備水源）

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第１配水系　市民グランド横　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	1	1.1	1	1.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.08	0.1	0.1	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.07	0.1	0.11
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.001	0.001	0.002	0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.004	0.004	0.004	0.003
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.009	0.01	0.011	0.008
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.003	0.003	0.004	0.003
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	0.06	<0.02	<0.02	0.04
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	13	13	14	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.7	10	11	10
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	66	67	66	69
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	180	170	170	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.5	0.6	0.6	0.5
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1	0.9	1	0.7
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第１配水系　市民グランド横　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.4	0.4	0.4	0.5
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				29.9	28.6	30.5	30.7

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　工業団地 丘の公園前　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下				
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下				
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下				
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	1	0.8	0.8	0.7
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下				
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下				
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下				
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下				
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下				
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下				
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下				
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下				
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下				
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下				
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下				
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下				
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下				
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.7	10	9.3	7.6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下				
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下				
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下				
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下				
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下				
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下				
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.6	0.5	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.2	0.5	0.8	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　工業団地 丘の公園前　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.4	0.3	0.3	0.2
		水温				26.4	26.1	26.4	24.5

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　河内公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	1	14
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	1.1	0.8	0.9	0.9
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.08	0.09	0.1	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.07	<0.06	0.08	0.12
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.003	0.002	0.002	0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.005	0.005	0.004	0.003
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.015	0.013	0.011	0.007
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.005	0.004	0.004	0.002
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	0.06	<0.02	<0.02	0.03
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	13	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.7	9.8	9.5	8.5
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	66	66	65	64
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	180	180	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.6	0.5	0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.1	0.5	0.8	0.8
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　河内公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理	1	アンチモン及びその化合物			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	2	ウラン及びその化合物			0.002 以下（暫定）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	3	ニッケル及びその化合物			0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	5	1,2-ジクロロエタン			0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
管理	8	トルエン			0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
管理	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）			0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
管理	13	ジクロロアセトニトリル			0.01 以下（暫定）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	14	抱水クロラール			0.02 以下（暫定）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	15	農薬類(「総農薬方式」による結果)			1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	16	残留塩素			1 以下	0.1	0.1	0.1	0.2
管理	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			10 以上 100 以下	60	66	65	64
管理	18	マンガン及びその化合物			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	19	遊離炭酸			20 以下	9.7	14	10	13
管理	20	1,1,1-トリクロロエタン			0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	21	メチル-t-ブチルエーテル			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）			3 以下	0.7	0.7	0.5	0.2
管理	23	臭気強度（ＴＯＮ）			3 以下	<1	<1	<1	<1
管理	24	蒸発残留物			30 以上 200 以下	170	170	180	170
管理	25	濁度			1 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
管理	26	ｐＨ値			7.5 程度	7.6	7.6	7.7	7.6
管理	27	腐食性（ランゲリア指数）			-1程度以上､極力0に	-0.9	-0.8	-0.7	-0.8
管理	28	従属栄養細菌			2000 以下(暫定)	250	3	5	10
管理	29	1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	30	アルミニウム及びその化合物			0.1 以下	0.06	<0.01	<0.01	0.03
管理	31	PFOS及びPFOA			0.00005 以下(暫定)		<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1002	２，２－ＤＰＡ(ﾀﾞﾗﾎﾟﾝ)			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1003	２，４－Ｄ(2,4-PA)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1004	ＥＰＮ			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1005	ＭＣＰＡ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1006	アシュラム			0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
農薬	1007	アセフェート			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1008	アトラジン			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1009	アニロホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1011	アラクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1012	イソキサチオン			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1013	イソフェンホス			0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1014	イソプロカルブ(MIPC)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1015	イソプロチオラン(IPT)			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1016	イプフェンカルバゾン			0.002以下			<0.00002	<0.00002
農薬	1017	イプロベンホス(IBP)			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1019	インダノファン			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1020	エスプロカルブ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1021	エトフェンプロックス			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1022	エンドスルファン（ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ）			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1023	オキサジクロメホン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1024	オキシン銅（有機銅）			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1025	オリサストロビン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1027	カフェンストロール			0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1030	カルボフラン			0.0003 以下	<0.00005	<0.000003	<0.000003	<0.000003
農薬	1032	キャプタン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1033	クミルロン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1036	クロメプロップ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1038	クロルピリホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1039	クロロタロニル（TPN）			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1040	シアナジン			0.001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1042	ジウロン(DCMU)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1043	ジクロベニル(DBN)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　河内公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農薬	1048	ジチオピル			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1050	シマジン(CAT)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1051	ジメタメトリン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン			0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1057	チアジニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1060	チオファネートメチル			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1063	テルブカルブ(MBPMC)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロピル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1066	トリシクラゾール			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1067	トリフルラリン			0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬	1068	ナプロパミド			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1070	ピペロホス			0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1073	ピラゾリネート(ﾋﾟﾗｿﾞﾚｰﾄ)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1074	ピリダフェンチオン			0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1075	ピリブチカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1076	ピロキロン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1077	フィプロニル			0.0005 以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1078	フェニトロチオン (MEP)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1079	フェノブカルブ(BPMC)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1080	フェリムゾン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1082	フェントエート(PAP)			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1083	フェントラザミド			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1084	フサライド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1086	ブタミホス			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1087	ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1088	フルアジナム			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1089	プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1090	プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1092	プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1093	プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1094	プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1095	ブロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1097	ペンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1098	ベンゾビシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1099	ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1100	ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1101	ペンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1102	ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1103	ベンフルラリン(ﾍﾞｽﾛｼﾞﾝ)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1106	マラチオン(ﾏﾗｿﾝ)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬	1107	メコプロップ(MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1108	メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1109	メタラキシル			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1110	メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1111	メトミノストロビン			0.04 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬	1112	メトリブジン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1113	メフェナセット			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1114	メプロニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1115	モリネート			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１浄水場　第４配水系　河内公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				28.8	29.2	29.8	28.9

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　第２配水系　呉崎綿積神社裏　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.002	0.002	0.002
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	0.08	0.08	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	20	21	21	20
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	13	12	12
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	80	86	81	81
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	220	230	230	220
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.7	7.5	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　第２配水系　呉崎綿積神社裏　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理	1	アンチモン及びその化合物			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	2	ウラン及びその化合物			0.002 以下（暫定）	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	3	ニッケル及びその化合物			0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	5	1,2-ジクロロエタン			0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
管理	8	トルエン			0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
管理	9	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）			0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
管理	13	ジクロロアセトニトリル			0.01 以下（暫定）	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	14	抱水クロラール			0.02 以下（暫定）	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	15	農薬類(「総農薬方式」による結果)			1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	16	残留塩素			1 以下	0.1	0.1	0.1	0.3
管理	17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）			10 以上 100 以下	78	82	81	81
管理	18	マンガン及びその化合物			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	19	遊離炭酸			20 以下	16	20	19	19
管理	20	1,1,1-トリクロロエタン			0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	21	メチル-t-ブチルエーテル			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理	22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）			3 以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
管理	23	臭気強度（ＴＯＮ）			3 以下	<1	<1	<1	<1
管理	24	蒸発残留物			30 以上 200 以下	220	210	230	210
管理	25	濁度			1 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
管理	26	ｐＨ値			7.5 程度	7.5	7.7	7.5	7.6
管理	27	腐食性（ランゲリア指数）			-1程度以上､極力0に	-0.7	-0.5	-0.7	-0.7
管理	28	従属栄養細菌			2000 以下(暫定)	13	8	28	12
管理	29	1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	30	アルミニウム及びその化合物			0.1 以下	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理	31	PFOS及びPFOA			0.00005 以下(暫定)		<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1002	２，２－ＤＰＡ(ﾀﾞﾗﾎﾟﾝ)			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1003	２，４－Ｄ(2,4-PA)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1004	ＥＰＮ			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1005	ＭＣＰＡ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1006	アシュラム			0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
農薬	1007	アセフェート			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1008	アトラジン			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1009	アニロホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1011	アラクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1012	イソキサチオン			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1013	イソフェンホス			0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1014	イソプロカルブ(MIPC)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1015	イソプロチオラン(IPT)			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1016	イプフェンカルバゾン			0.002以下			<0.00002	<0.00002
農薬	1017	イプロベンホス(IBP)			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1019	インダノファン			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1020	エスプロカルブ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1021	エトフェンプロックス			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1022	エンドスルファン（ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ）			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1023	オキサジクロメホン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1024	オキシン銅（有機銅）			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1025	オリサストロビン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1027	カフェンストロール			0.008 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬	1030	カルボフラン			0.0003 以下	<0.00005	<0.000003	<0.000003	<0.000003
農薬	1032	キャプタン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1033	クミルロン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1036	クロメプロップ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1038	クロルピリホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1039	クロロタロニル（TPN）			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1040	シアナジン			0.001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬	1042	ジウロン(DCMU)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1043	ジクロベニル(DBN)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　第２配水系　呉崎綿積神社裏　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農薬	1048	ジチオピル			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1050	シマジン(CAT)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1051	ジメタメトリン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン			0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1057	チアジニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1060	チオファネートメチル			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1063	テルブカルブ(MBPMC)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロピル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1066	トリシクラゾール			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1067	トリフルラリン			0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬	1068	ナプロパミド			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1070	ピペロホス			0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1073	ピラゾリネート(ﾋﾟﾗｿﾞﾚｰﾄ)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1074	ピリダフェンチオン			0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1075	ピリブチカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1076	ピロキロン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1077	フィプロニル			0.0005 以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬	1078	フェニトロチオン (MEP)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1079	フェノブカルブ(BPMC)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1080	フェリムゾン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1082	フェントエート(PAP)			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬	1083	フェントラザミド			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1084	フサライド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1086	ブタミホス			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1087	ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1088	フルアジナム			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1089	プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1090	プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1092	プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1093	プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1094	プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1095	ブロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1097	ペンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1098	ベンゾビシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1099	ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1100	ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1101	ペンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1102	ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1103	ベンフルラリン(ﾍﾞｽﾛｼﾞﾝ)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1106	マラチオン(ﾏﾗｿﾝ)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬	1107	メコプロップ(MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1108	メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1109	メタラキシル			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1110	メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1111	メトミノストロビン			0.04 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬	1112	メトリブジン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1113	メフェナセット			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1114	メプロニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1115	モリネート			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
追加		残留塩素				0.2	0.2	0.3	0.3
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　第２配水系　呉崎綿積神社裏　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				29.8	30.7	30.7	31.9

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　大村第１配水系　大村９１団地　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	2	0	6
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	0.08	0.09	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	0.07
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	20	21	21	21
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	13	13	12
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	78	86	82	82
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	220	220	230	220
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	0.4	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.7	7.7	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　大村第１配水系　大村９１団地　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.2	0.2	0.3
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				31.1	28.9	30.4	31.8

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　徳久保配水系　徳久保団地集会所　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	8	7	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.5	0.6	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	0.08	0.08	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	0.07	0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.002	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	21	21	21	20
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	12	13	12
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	80	87	82	83
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	220	220	220	230
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.8	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２浄水場　徳久保配水系　徳久保団地集会所　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.3	0.2	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				31.4	29.2	30.9	33.2

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	6	6	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出される	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.4	0.8	0.3	0.7
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.09	0.11	0.11	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	0.03	0.04	0.03	0.05
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.9	8.9	9.8	9.1
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	56	63	61	58
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	140	140	140	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.7	0.9	0.9	0.7
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.1	7.2	7.1	7.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.8	1.9	2.2	2
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				24.5	22.8	23.5	23.4

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第３水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	2	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	1.3	2	1.2	1.9
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.12	0.13	0.14	0.13
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	0.02	0.02	0.03
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	13	11	12	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	0.014	0.03	0.043	0.024
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	8.3	9.9	9
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	80	76	76	76
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	180	170	170	150
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.5	0.6	0.4	0.4
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	6.9	6.9	6.8	7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.7	0.8	0.8	1
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第３水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.9	21.9	22.4	21.6

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第４水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	5	54	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	2.2	2.2	1.8	2.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.14	0.16	0.16	0.14
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	0.02	0.03	0.1	0.05
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	9.1	8.7	8.5	8.6
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.3	7.4	9.2	7.9
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	64	64	60	63
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	150	150	140	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.4	0.6	0.6	0.4
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.1	7.1	7	7.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	0.8	2	1.1
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	0.2	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第４水源　浅井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				25.1	24.1	24.1	25.4

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１２水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.4	0.3	0.4	0.4
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.1	0.1	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	15	15	16	16
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	10	11	11
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	54	59	58	61
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	190	190	180	210
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.4	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１２水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.6	21.6	21.4	21.4

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１３水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.3	0.3	0.4	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.09	0.09	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	12	12	12
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.9	7.3	7.4	7.6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	39	43	41	44
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	180	160	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.4	7.3	7.3
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１３水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.7	20.6	20.1	21.5

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１４水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	20	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.1	0.1	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	0.07	0.05	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	13	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5.7	5.6	5.6	5.7
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	58	57	56	62
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	180	180	200
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	0.0009	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.3	7.3	7.3
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.3	0.2	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第１浄水場　第１４水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20	21.1	20.8	21.2

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第５水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.2	0.2	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	14	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6.3	5.8	6.2	6.1
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	63	67	67	67
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	180	190	190	190
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.5	7.4	7.5
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第５水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.4	21.2	21	21.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第６水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.6	0.3	0.8	0.7
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	14	14	14	14
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.6	6.4	7.7	7.7
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	71	73	76	76
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	200	190	200	200
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.3	7.5
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第６水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.5	20.5	20	20.2

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第７水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.4	0.3	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	0.09	0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	16	16	16	16
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.6	9.1	9	8.8
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	75	80	80	80
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	210	200	210	210
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.5	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第７水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.8	21.7	21.3	21.4

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第９水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	36	0	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.6	0.6	0.6	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.1	0.1	0.1	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	20	20	20	20
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	11	11	10
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	65	68	67	69
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	220	190	210	220
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.7	7.4	7.5
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第９水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.6	22.5	22.6	22.5

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第１０水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	8	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.09	0.1	0.1	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	28	28	28	29
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	19	18	19	19
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	100	110	110	120
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	270	260	270	270
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.2	7.8
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第１０水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.4	22.5	22.2	22.7

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第１１水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.002	0.002	0.002	0.002
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.3	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.11	0.12	0.1	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	21	21	21	21
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	8.3	10	11
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	66	64	66	69
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	210	210	200	240
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　第１１水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.9	23.1	22.7	22.7

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　大村第１水源　深井戸水（予備水源）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	1	2	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	6.7	7.2	7.5	7.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	1	0.31	0.07	0.04
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	22	22	23	22
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	21	18	18	19
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	110	120	110	120
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	310	290	290	340
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.1	7	6.9	6.9
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	8.9	2.4	0.9	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	2.8	0.8	0.2	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　大村第１水源　深井戸水（予備水源）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19.2	19.8	19.3	19.2

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　徳久保水源　深井戸水（予備水源）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	24	34	7	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.13	0.09	0.11	0.11
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	0.05	<0.03	0.03	0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	13	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	13	12	12	12
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	72	77	71	75
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	200	200	190	210
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.4	7.4	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	<0.1	0.1	0.2

施設名　豊後高田市上水道（高田）　**水質区分**　原水

採水地点　第２浄水場　徳久保水源　深井戸水（予備水源）

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.3	26.1	22	21.1

田染系

（浄水）　３地点　第１配水系
第２配水系
第３配水系　・・・（新規施設　令
（第３配水系は

（原水）　２地点　茂原 第１水源　深井戸水
茂原 第２水源　深井戸水

和６(2024)年度より検査開始予定)
過去データなし)

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１配水系　第１中継層前　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.2	0.1	0.2	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	12	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5.9	5.9	5.9	5.8
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	45	45	44	44
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	170	180	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.3	7.4	7.3
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　浄水

採水地点　第１配水系　第１中継層前　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.3	0.2	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.15			0.1
		水温				28	27.1	26.4	27.6

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２配水系　上野　三の宮公衆便所　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	0	2	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.2	0.1	0.2	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.06	<0.06	0.07
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5.8	6	6.1	6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	45	45	43	43
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	170	180	170
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.4	7.5	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　浄水

採水地点　第２配水系　上野　三の宮公衆便所　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.15			
		水温				27	27.3	28.4	29.3

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　原水

採水地点　茂原第１水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.2	0.2	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6	7	6.2	6.8
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	42	46	45	44
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	160	180	170	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7.1	7.1	7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　原水

採水地点　茂原第１水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				18	16.8	17.9	17.2

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　原水

採水地点　茂原第２水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.1	0.1	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	11	12	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6	6	6	6.3
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	44	43	44	43
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	170	170	170	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7.2	7.1	7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（田染）　**水質区分**　原水

採水地点　茂原第２水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				17.1	17.6	17.6	17.3

松津系

（浄水）　　１地点　　松津配水系

（原水）　　１地点　　松津水源　　深井戸水

施設名　豊後高田市上水道（松津）　**水質区分**　浄水

採水地点　松津公園　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	4	3	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.2	0.2	0.3	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	0.005	0.005	0.009	0.008
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.002	0.003	0.002
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.003	0.002
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	22	24	23	23
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	78	100	94	89
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	150	160	160	160
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	410	420	440	470
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7.4	7.4	7.3
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.9	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.4	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（松津）　**水質区分**　浄水

採水地点　松津公園　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.2	0.2	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				27.7	26	27.1	27.1

施設名　豊後高田市上水道（松津）　**水質区分**　原水

採水地点　松津水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	0.3	0.2	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.09	0.1	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	0.09	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	24	25	25	25
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.006
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	73	90	78	81
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	150	170	150	150
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	370	430	370	390
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.2	7.2	7.2
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（松津）　**水質区分**　原水

採水地点　松津水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.5	21	20.3	21.2

見目系

（浄水）　　１地点　　見目配水系

（原水）　　１地点　　見目水源　　深井戸水

施設名　豊後高田市上水道（見目）　**水質区分**　浄水

採水地点　貴船団地公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	3	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物（１５分滞留水法）		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	<0.08	0.09	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	0.002	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	15	15	15	15
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	14	14	15	14
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	77	81	77	76
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	200	210	210	210
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	<0.5	0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	0.1	0.1	<0.1

施設名　豊後高田市上水道（見目）　**水質区分**　浄水

採水地点　貴船団地公民館　給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.3	0.2	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				32	29.8	30.2	31

施設名　豊後高田市上水道（見目）　**水質区分**　原水

採水地点　見目水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	3
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月＊	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月＊	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月＊	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月＊	0.8 以下	0.11	0.1	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月＊	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ		1回/3月＊	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月＊	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月＊	0.3 以下	0.04	0.05	0.28	0.04
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月＊	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月＊	200 以下	15	15	15	15
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月＊	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	14	13	13	14
基準	39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）		1回/3月＊	300 以下	74	75	74	73
基準	40	蒸発残留物		1回/3月＊	500 以下	200	210	200	200
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	２-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月＊	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月＊	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(ＴＯＣ)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	ｐＨ値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.4	7.3	7.7
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	1.1	2.6	1.6
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	0.3	0.7	0.4

施設名　豊後高田市上水道（見目）　**水質区分**　原水

採水地点　見目水源　深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Ｎｏ	項目名				令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌（定量）				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.7	20.6	21.3	20.5